

第8回小委員会の主なご意見と対応案

資料1

1. 新制度案へのご意見

|   | ご意見  | 対応案   |
|---|--|---|
| 1 | (村松委員)<br>指定再資源化機関となる事業者は、金属製錬業者をイメージしているのか。あるいは中間処理業者も含まれるのか。   | 認定事業者のイメージは資料2参考資料の通り。特定の業界に限定しておらず、リサイクル推進を考える方にご参加いただきたいと考えている。 |
| 2 | (酒井委員)<br>指定再資源化機関は誰もが担うことができるというスタンスは結構であるが、指定再資源化機関のモデルイメージを示す必要があるのではないか。緩やかな制度ではあるものの、誘導方策も重要であるので、期待するスキームを提示すべきと考える。特に中間処理の機能が重要となると考えている。 |   |
| 3 | (加藤委員)<br>指定再資源化機関については、実際に再資源化を行う場合と、実際には行わずマネジメントのみを行う場合の二つが考えられる。制度としてわかりづらいので、何らかの指針を示す必要がある。  |   |
| 4 | (中杉委員)<br>文章だけだと、制度の内容についていろいろとわかりづらい部分があるので、ケース毎にポンチ絵のようなイメージを示していただきたい。  |   |
| 5 | (細田座長)<br>制度の中では、指定再資源化機関が重要となるが、その特徴が本委員会でもまだ共有できていない。今回は、イメージがより明確になるような資料を作成していただきたい。また、指定再資源化機関の規定についても何を満たせば十分となるのかを提示していただきたい。             |   |

2. 既存スキームとの整合性についてのご意見

|    | ご意見  | 対応案   |
|----|--|---|
| 6  | (武市委員)<br>第7回資料3には、「パソコン・携帯電話を対象にすべきかどうか、これらの品目について既存のスキームとの整合性をどう図るかについては、制度が具体的にいった段階で、改めて検討することとした」とあったが、今回の資料ではそのような記述が見当たらない。既存のスキームとの整合性についてはどのように考えているのか。この点は課題に追記すべきと考える。  | 資料2に「法制度の存在しない携帯電話については本制度の対象品目とするともに、法制度の存在するパソコン等についても制度の対象品目とするかどうかを検討する必要がある。なお、個人情報保護等の対策とともに、既存リサイクルルートと本制度の関係について、本制度の開始までの間に検討することが必要である。」との記述を行った。 |
| 7  | (大橋委員)<br>前回の資料では、パソコンについては、「制度が具体的にいった時点で、改めて検討すること」となっていたが、今回の資料では対象品目に含まれてしまっているものと理解する。まだ制度は具体的になっておらず、性急と感じる。対象品目に含めるのであれば、関係省庁、既存制度との整合を十分に図る必要がある。また、「義務的なりサイクル法制度」ということであれば、パソコンについても資源有効利用促進法は義務的な制度と考えることもできるのではないか。 |   |
| 8  | (中谷委員)<br>充電式電池も資源有効利用促進法の対象であり、小型家電では多く使用されているので、既存スキームとの整合性について考え方を示す必要がある。誰がどのように回収するのかを明確にすべきである。  |   |
| 9  | (岡嶋委員)<br>パソコン・携帯電話については、既存スキームとの整合性を図る必要がある。  |   |
| 10 | (矢橋委員)<br>MRN(モバイル・リサイクル・ネットワーク)とここで検討している新制度が、どのように共存、共栄していくのかどうかについて個別に議論をさせて頂きたい。   |   |

3. 自治体についてのご意見

|    | ご意見   | 対応案  |
|----|---|--|
| 11 | (高野説明員)<br>先行的な自治体での有価物取扱いを認めると、自治体が回収した状態の良い廃棄物が有価買取扱いで指定再資源化機関以外に流れ、残った廃棄物が指定再資源化機関に引き渡される懸念がある。長期的な制度を目指すのであれば、廃棄物が確実に「指定再資源化機関」に渡るようなスキームを検討すべきである。                             | 自治体と認定事業者の引渡条件は、契約条件の中で決めていくことになり、条件に書き込むことで解決されるものとする。  |
| 12 | (佐々木委員)<br>国の関与や初期投資の支援について記載されているが、自治体としては、回収費用等のランニングコストも大きな負担である。施行されるまでの期間で十分な条件整備をお願いしたい。手を挙げた自治体とは、そのあたりの支援についても相談していただきたい。また、自治体としては「国からの強制ではないか」という不安もあると思われるので、配慮していただきたい。 | 市町村では、初期費用とランニングコストが負担になると思われ、ボックスや普及啓発等の初期費用については、国で支援できるよう平成23年度補正予算及び平成24年度当初予算で準備を進めている。また、ランニングコストは、認定事業者で十分な利益が確保できれば場合には補填される場合も考えられるが、国においても何らかの措置を検討中である。 |
| 13 | (佐々木委員)<br>指定再資源化機関の役割は大きいと考える。採算を前提とするのではなく、地域の状況も踏まえ、国からの支援等も検討していただきたい。  |  |
| 14 | (澤田委員)<br>緩やかな制度ではあるが、すべての自治体が足並みを揃えて参加することが重要と考えている。したがって、自らだけでは取り組むことのできない小さな自治体への補填について検討していただきたい。   |  |
| 15 | (塚崎説明員)<br>「特定対象品目」であっても、地域性によっては逆有償になることもあると思われるが、どのように考えているのか。  |  |
| 16 | (佐々木委員)<br>「特定対象品目」を参考情報として提示する意図は何なのか。逆有償の記載もあるが、無償での引渡が原則になるということなのか。   | 離島などの自治体立地によっては逆有償の場合もあり得るが、基本的には無償での引渡が可能な目安と考えている。   |
| 17 | (塚崎説明員)<br>「指定再資源化機関で十分な利益を確保できた場合」は、誰がどのように判断するのか。   |  |
|    |   | 国が認定することから、国が基準を示すなど指導していくことを想定している。   |

4. 小売店についてのご意見

|    | ご意見   | 対応案  |
|----|---|--|
| 18 | (大藪委員)<br>小売店が指定再資源化機関に何らかの形で関係した場合、店頭での逆有償での回収は可能となるのか。  | 小売店は、認定事業者から委託を受けた場合には、店頭での逆有償での回収が可能となる。回収対象品目を絞るなどの対応については、認定事業者との委託契約の中で定めることとなる。 |
| 19 | (岡嶋委員)<br>大型のものが持ち込まれるとすれば、販売店では対応できないことも予想されるので、販売店では回収対象品目を絞る必要がある。そのように、運用上に柔軟に対応することが可能なのか。さらに検討していただきたい。 |  |

5. 対象品目についてのご意見

|    | ご意見  | 対応案  |
|----|--|--|
| 20 | (大藪委員)<br>前回の資料では、対象品目の大きさ(30cm×30cm)に関する議論があったが、今回の資料では「家電リサイクル法対象品目以外」となっており、議論の流れが唐突と感じる。どのような経緯なのか詳しく説明していただきたい。また、市町村によって回収品目が異なることはあるのか。 | 資源確保、有害物質管理、廃棄物減量化を含む、循環型社会形成の推進という制度の目的を踏まえると、できる限り多くの品目を対象としてリサイクルする方が望ましいことから、一般家庭で通常使用されるような電気電子機器のうち、すでに義務的なりサイクル法制度が存在する家電リサイクル法対象品目以外の品目について幅広く対象とすべきである。<br>市町村によって回収品目が異なることはあるが、資料2の表13として特定対象品目推奨リスト案を作成したので、資源性の観点からは、特にこれらのリサイクルを促進することが望ましい。 |
| 21 | (大橋委員)<br>対象品目は自治体によって異なることとなるものとされているが、パソコンを対象とした場合、サイズの大きさにかかわらず、全てのパソコンを回収対象としてほしい。また、対象品目とした場合は国、自治体にて徹底的な広報、周知活動を行う必要がある。                 |  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 22 | (崎田委員)<br>品目の定義については、今回のような大まかなものの方が消費者にはわかりやすく良いと考える。ただし、「特定対象品目」は地域によって異なることが予想され、そうすると非常にわかりにくくなってしまわないか。全国的な広報活動を徹底する必要がある。 |  |
| 23 | (岡嶋委員)<br>対象品目拡大の経緯について説明していただきたい。  |  |
| 24 | (酒井委員)<br>対象品目については、実際の施行に向けて、ミニマムリストを用意しておく必要がある。自治体によってあまりにばらばらになってしまっては好ましくない。   |  |

#### 6. 回収方法に関するご意見

|    | ご意見  | 対応案              |
|----|--|------------------|
| 25 | (崎田委員)<br>回収方法として三つが挙げられているが、地域の状況によってはもっと多様な回収方式ができる余地を残すべきではないか。   | ご指摘を踏まえ資料2を修正した。 |
| 26 | (崎田委員)<br>手数料に関する記述は、粗大ごみを有料回収している自治体への配慮と考えるが、ようやく定着してきた粗大ごみの有料回収の仕組みを壊すことになってしまうのではないか。何をインセンティブとするかについては、もう少し時間をかけて検討する必要がある。 | ご指摘を踏まえ資料2を修正した。 |

#### 7. 個人情報対策についてのご意見

|    | ご意見   | 対応案  |
|----|---|--|
| 27 | (武市委員)<br>前回の資料3にあった個人情報に関する記述も、今回の資料では記述がなくなっている。パソコン・携帯電話が新しいスキームの対象製品となるのであれば個人情報の対策は必須であるので、課題に追記すべきと考える。 | 資料2に「すでに資源有効利用促進法に基づくリサイクルルートの存在するパソコン等と、自主的なリサイクルルートの存在する携帯電話については、個人情報保護等の観点から、既存のリサイクルルートでの回収を基本とする」「個人情報保護等の対策とともに、既存リサイクルルートと本制度の関係について、本制度の開始までの間に検討することが必要である」との記述を行った。 |
| 28 | (大橋委員)<br>パソコンを対象品目に含めるのであれば、同時に個人情報の問題を検討する必要がある。  |  |

#### 8. 適正処理に関するご意見

|    | ご意見   | 対応案                        |
|----|---|----------------------------|
| 29 | (中島委員)<br>制度における中間処理業者の要件についても厳格化すべきと考える。例えば環境管理の観点だけでなく、処理フローが明確になっていること等の要件が考えられる。この点についても検討をいただきたい。  | ご指摘を踏まえ、今後引き続き詳細を検討していきたい。 |
| 30 | (崎田委員)<br>回収された資源がどのように利用されているのかが見えると、リサイクル制度としての信頼感が向上すると思われる。情報開示が重要である。  |                            |
| 31 | (村上委員)<br>中間処理の要件やリサイクルの透明性についての意見があるなか、レアメタルの回収となると、どのように計測して、どこまでを制度で担保するのかといった検討が難しいと考える。あまり厳しくしてしまうと費用負担が大きくなってしまふ。この点についてどのように考えるのかを整理しておく必要がある。 |                            |

9. 海外流出対策についてのご意見

|    | ご意見   | 対応案  |
|----|---|--|
| 32 | (村松委員)<br>海外流出や不用品回収業者対策については、現在検討が行われているということであるが、それらの結果から何らかの具体的な施策が導き出されることを期待したい。     | 海外における不適正処理の防止については資料2に記載しているが、ご指摘を踏まえ、実効性のある制度設計に向けて努力していきたい。 |
| 33 | (大藪委員)<br>海外における不適正処理の防止に関する対策については異論はないが、実効性の担保が必要と考える。例えば、実務上、環境大臣の確認手続きを経るようなことは可能なのか。 |  |
| 34 | (中島委員)<br>海外流出の対策について、より具体的に教えてほしい。   |  |
| 35 | (高野説明員)<br>「海外における不適正処理の防止」については、紹介のあった警察との連携による取組のみにかかわらず、税関での取締強化などより多くの具体策を挙げていただきたい。  |  |

10. その他のご意見

|    | ご意見   | 対応案  |
|----|---|--|
| 36 | (中島委員)<br>前回の資料に記載されていた「自主計画ルート」はどのような扱いになっているのか。                           | 指定再資源化機関と自主計画を分ける法的根拠性がなかったため、指定再資源化機関ルート1本に統一した。なお、法制的観点から、用語を「指定再資源化機関」から「認定事業者」と変更している。 |
| 37 | (村松委員)<br>経済的に回収技術が確立されているレアメタルは、具体的にはどのような鉱種か。                             | Cu, Pb, Zn, Fe, Al, Au, Ag, Pd, Pt, Sb, Biなどを想定しているが、詳細は施行に向けた省令策定の際に技術的検討を行って決定する予定。      |
| 38 | (塚崎説明員)<br>前回の案の「消費者等からの料金徴収を前提としない形で制度設計を行うべき」という記述がなくなっているが、これはどのような意図か。  | 市町村においてもこれまで通り粗大ごみ費用を徴収することがあり得ることから、記述を削除した。  |
| 39 | (塚崎説明員)<br>回収された資源が適切に利用されるように、再生資源の利用に関する何らかの義務付けも必要と考えるが、どのような内容を考えているのか。 | 促進型の制度であり、再生資源の利用についても義務づけは予定していない。  |